

京都市消防団員等公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年12月28日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第81号

京都市消防団員等公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

京都市消防団員等公務災害等補償条例施行規則の一部を次のように改正する。

第7条の2を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

(介護補償に係る障害及び補償額)

第7条の2 条例第9条の2第1項各号列記以外の部分に規定する別に定める程度のも

ものは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「政令」とい  
う。）第6条の2第1項本文に規定する総務省令で定める程度のものとする。

2 条例第9条の2第1項各号列記以外の部分に規定する別に定める金額は、政令第  
6条の2第1項本文に規定する総務大臣が定める金額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(消防局総務部庶務課)